**平成２３年（フ）第６９０号**
川崎市幸区南幸町１丁目２番地　ポンデロッサ南幸町102
債務者　若松　優香
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第６９１号**
川崎市宮前区平１丁目５番14号　アーバン向ヶ丘Ｂ―201
債務者　渡部　政弘
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

**平成２３年（フ）第２９５号**
青森市佃１丁目14番37号メゾンタートル103号
債務者　齋藤綾貴子
1　主文　当裁判所が平成23年９月２日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の住所につき「青森市花園１丁目８番４号　メゾンド252―101号」とあるを「青森市佃１丁目14番37号メゾンタートル103号」と更正する。
2　決定年月日　平成23年10月28日
青森地方裁判所民事部破産係

## 破産手続終結

**平成２２年（フ）第８８５号**
さいたま市大宮区大成町１丁目129番地
破産者　株式会社ニューシック
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第３２９号**
東京都港区浜松町２丁目３番25号マスキンビル４階
破産者　アイ・テイー・オー株式会社
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第４３４号**
神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡３丁目９―21
破産者　伊藤　隆二
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第１１８７８号**
東京都三鷹市中原４丁目26―７
破産者　松里　　大
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１５１４７号**
埼玉県川越市小仙波町２丁目23―17
破産者　島田　保夫
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１５３１０号**
東京都杉並区和田１丁目53―１―132
破産者　永見裕一郎
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第５７１６号**
千葉県松戸市五香西２―58―１、住民票上の住所東京都中野区沼袋３丁目27―10　サンリーフビル２階
破産者　有限会社マロントラベルこと　栗林賢治
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第７１６号**
京都市山科区大宅早稲ノ内町31番地　シャルム春奈201号、開始決定時の住所大津市里７丁目２番10号
破産者　石見　吉敏
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

**平成２０年（フ）第６９４３号**
大阪市中央区南久宝寺町３丁目２番９号
破産者　株式会社ストリーム
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２０年（フ）第６９４４号**
大阪市中央区南船場１丁目13番４号
破産者　株式会社ビッグワン
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２０年（フ）第６９４６号**
大阪市中央区南船場１丁目13番４号
破産者　吉田産業株式会社
1　決定年月日　平成23年11月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７６号**
福岡県久留米市長門石１丁目３番32号
破産者　有限会社フロントライン
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所破産係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２３年（フ）第３３号**
札幌市西区琴似１条１丁目２番38―411号
破産者　名画堂こと　佐々木英司
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第６７号**
北海道沙流郡日高町字厚賀町172番地の３
破産者　新井　政清
1　決定年月日　平成23年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部